

# 従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

## Q1 従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患した時、どのような対応をしますか？

A1

- 感染者の届出が医療機関からされた場合、感染者に対しては就業制限と入院勧告を通知し、病原体を保有していないことが確認されるまでの間、これが継続されます。
- 保健所では感染者から聞き取り調査を行い、勤務先が確認できた場合、御本人から勤務先に連絡していただきます。
- その後、保健所から勤務先(企業や事業所等)の責任者の方に連絡した上で、場合によっては職員が出向き、職場の出勤状況や濃厚接触者等を確認します。

## Q2 従業員が濃厚接触者となった場合、自宅待機や休業等どのようにしたらよいですか？

A2

- 濃厚接触者となった方には、14日間の体温、症状確認等を依頼するとともに保健所への報告(または保健所からの確認電話への対応)をお願いします。
- また、この期間中に症状があらわれた場合は、保健所へ連絡するようお願いします。
- 保健所からは、自宅待機と不要不急の外出を控えていただくよう要請をします。自宅待機させることが困難な場合でも、人との接触のない業務に就かせる等の検討をお願いします。
- なお、企業や事業所等の休業を保健所から指示することはございません。
- 濃厚接触者となった従業員を自宅待機とすることや休業することを企業や事業所側の判断で実施することに対して、保健所では可否の判断は行いません。

## Q3 保健所が企業や事業所の消毒を行いますか？

A3

- 消毒に関して基本的には保健所で行うことはございません。企業や事業所側で対応していただくこととなります。
- 消毒は、感染者が手を触れたと思われる所や不特定多数の方が触れる所を消毒用エタノール又は家庭用塩素系漂白剤による拭き取りをお願いします。
- なお、企業や事業所側で消毒業者に消毒を依頼することは可能です。
- 詳しくは、当所ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する 家庭・施設の消毒について」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuho/documents/O3O3corona1.pdf>)を参考にしてください。

!!

症状があれば(体調が不調であれば)休養し、状態が酷くなった場合はかかりつけ医や保健所に相談してから受診していただくよう、御社社員の皆さまに勤めて頂ければ幸いです。

厚生労働省のホームページに事業所向けのページもございますので是非ご確認ください。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

医療機関を受診する前に必ず電話でご相談ください

相談先

長野県松本保健福祉事務所  
(松本保健所)健康づくり支援課

TEL:0263-40-1939